

電動モビリティシステム専門職大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

令和6年10月16日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、電動モビリティシステム専門職大学（以下「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、本学において修学又は就労する全ての者（聴講生、非常勤講師、外部から受け入れた研究員等を含む。以下「構成員」という。）の快適な教育研究環境、学修環境及び労働環境の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、キャンパス・ハラスメントとは、次に掲げるハラスメントを総称したものをいう。

- (1) セクシュアルハラスメント 構成員が他の構成員及び関係者（学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者をいう。以下同じ。）を不快にさせる性的な言動並びに関係者が構成員を不快にさせる性的な言動（性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も含む。）
- (2) アカデミックハラスメント 構成員が他の構成員及び関係者に教育・研究上の権力関係又は上下関係等に基づき行う不適切な言動
- (3) パワーハラスメント 構成員が地位、権力、専門的知識等の優位性又は集団のパワー等を不当に利用して他の構成員及び関係者に対して継続的に人格と尊厳を侵害する言動
- (4) 妊娠、出産及び育児休業等に関するハラスメント 構成員が他の構成員及び関係者に対して、妊娠、出産及び育児休業等に関する制度又は措置の利用に関する言動により就業環境を害する言動並びに妊娠、出産等に関する言動により就業環境を害する言動（業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動を除く。）
- (5) その他のハラスメント 前各号に準ずる不適切な言動
- (6) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けること。

(学長の責務)

第3条 学長は、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、キャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、就労上及び修学上の環境を改善するため、必要な措置を迅速かつ適切に行わなければならない。

(構成員の責務)

第4条 構成員は、この規程及び次条に規定するキャンパス・ハラスメントの防止

等に関する指針に従い、キャンパス・ハラスメントを行わないとともに、キャンパス・ハラスメントに起因する問題の解決に協力しなければならない。

2 構成員は、本学で実施するキャンパス・ハラスメントの防止に関する研修会等に積極的に参加しなければならない。

3 構成員のうち、学長、学部長、課長の職位以上の者等職員（非常勤講師等を含む。）を監督する地位にある者及び学年担任・指導教員等学生（聴講生等を含む。）を教育指導する立場にある者は、日常の指導等により、キャンパス・ハラスメントが起こらないよう注意を払わなければならない。

（構成員に対する指針及び啓発）

第5条 学長は、キャンパス・ハラスメントを防止し、及び排除するために、構成員が認識すべき事項及びキャンパス・ハラスメントが発生した場合における心構えや望まれる対応について、指針を定めるものとする。

2 学長は、前項の指針を構成員に対し周知徹底し、啓発指導を行うものとする。

（防止対策委員会）

第6条 本学のキャンパス・ハラスメントに対処するため、電動モビリティシステム専門職大学キャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第7条 委員会は、次に掲げる事項を任務とし、第2号の対応に当たっては、独立が保障される。

(1) キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に関する企画及び実施に関する事項

(2) キャンパス・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出に関する調査、救済、教育等の必要な対応に関する事項

(3) その他キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

（組織）

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教授会構成員の中から選出された者 4人

(2) 必要に応じて学長が指名する本学教職員又は学外有識者 若干人

(3) 総務課長

（委員の任期）

第9条 前条第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第10条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、第7条各号に掲げる任務を統括するとともに、委員会を主宰し、必

要に応じて第 12 条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員との連絡、調整及び指示を行う。

4 委員長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、後任者が就任するまで、なお、その職務を行わなければならない。

5 委員長に事故ある場合又は第 18 条に規定する欠格事由に該当する場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 11 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上の同意がなければ議決することはできない。

(相談員等)

第 12 条 本学に、キャンパス・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、委員会委員をもって充てる。

3 構成員と相談員との連絡調整等を行うため、事務局に相談窓口を置く。

4 相談員の氏名、連絡先等は、学内のホームページ及び掲示により公示する。

(相談員の職務等)

第 13 条 相談員は、相談者からの相談に当たっては、原則として複数で対応し、相談者の相談内容並びに希望する対応を確認の上、相談記録（別記様式 1）を作成しなければならない。

2 相談員は、相談者の立場とその置かれた状況に十分留意し、相談者が、委員会にキャンパス・ハラスメントとして申し立てることを希望する場合には、委員長に相談記録によりその旨を報告しなければならない。

3 相談員は、次に掲げる場合は、総務課長に相談記録を送付しなければならない。

(1) 本人が、委員会にキャンパス・ハラスメントとして申し立てることを希望しない場合

(2) 情報提供者から相談があった場合

4 前 2 項における相談員による報告又は相談記録の送付は、相談者からの相談に対応した日から 1 週間以内に終了することを原則とする。

(委員会の対応)

第 14 条 委員長は、前条第 2 項の申立てが行われた場合、直ちに委員会を開催し、適切かつ迅速にキャンパス・ハラスメントの有無を調査した上で、必要な対策を講じなければならない。

2 委員長は、前項に係る委員会を開催した場合、速やかに、その概要を学長に報告しなければならない。ただし、学長が申立人又は被申立人である場合には、こ

の限りではない。

- 3 委員会における対応は、公正、適正かつ迅速に行うこととし、相談記録が委員長に送付された日から2か月以内に終了することを原則とする。ただし、やむを得ない事情により、2か月以内に対応を終了し得ない場合には、委員長は、相談経過報告書（別記様式2）を作成し申立人に事情を説明しなければならない。
- 4 委員会の対応に当たっては、申立人、被申立人、関係者等の出席を求め、資料を提出させ、又は意見、弁明の機会を与え、若しくは説明を聴くことができる。
- 5 委員会は、特に必要があると認められる場合は、専門的な知識を有する者等を会議に出席させ、意見を求めることができる。この場合において、出席を求められた者については、第16条第2項に定める守秘義務の規定を適用する。
- 6 委員長は、委員会における対応が終了した時点で、対応結果報告書（別記様式3）を作成し学長及び申立人に報告しなければならない。
- 7 委員長は、委員会が必要と認めた場合、学長に必要な措置をとることを要請することができる。
- 8 前項の要請を受けた学長は、それを拒否する合理的な理由がない限り、要請された措置をとらなければならない。
- 9 委員会において、被申立人に対し処分が必要であると判断した場合には、委員長は、関係諸規則に従い処分を要請するための手続をとらなければならない。
- 10 その他委員会における対応に関して必要な事項は、当該事案毎に委員会が定める。

（構成員への説明）

第15条 学長は、就労環境又は修学環境の深刻な悪化を伴う事案については、構成員に対し直接説明する等して、構成員の信頼を回復するよう努めなければならない。

（プライバシー等の保護）

第16条 第14条第4項及び第5項に規定する対応を含めキャンパス・ハラスメントに関する対応に当たっては、申立人、被申立人その他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

- 2 キャンパス・ハラスメントに関する相談等への対応に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。任務を退いた後といえども同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第17条 学長は、相談等、当該相談等に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（欠格事由）

第18条 委員会委員又はキャンパス・ハラスメントに起因する問題への対応及び

それらの手続に関わる者が、申立人又は被申立人になった場合には、当該事案について、その適格性を失う。

(記録の保管)

第19条 委員長は、相談等への対応に当たって入手又は作成した全ての文書を厳重に保管しなければならない。

(事務)

第20条 委員会及び相談窓口に関する事務は、事務局において処理する。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、キャンパス・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年10月16日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、最初に第8条第1号及び第2号に掲げる委員となる者の任期は、第9条第1項本文の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。